

先進医療の新規届出技術について
(届出状況/1月受理分)

先	-	1
6	.	1 . 1 1

受理番号	技術名	適応症等	申請医療機関 ※1	先進医療 の内容	医薬品・ 医療機器 等情報	保険給付されない 費用※1※2 (「先進医療に 係る費用」)	保険給付される 費用※2 (「保険外併用療養費 に係る保険者負担」)	保険外併用 療養費分に係る 一部負担金※2	先進医療A 又はB (事務局案)	受理日
161	Circulating tumor DNAを指標とした微小遺残腫瘍評価	切除可能な 進行食道扁平上皮癌	慶應義塾大学病院	別紙1-1	別紙1-2	21万9千円	9万9千円	4万2千円	先進医療A	R5.12.19
162	マイクロ波凝固による経皮的 前立腺癌病巣標的化焼灼術	限局性前立腺癌	京都府立医科大学 附属病院	別紙2-1	別紙2-2	62万4千円	16万2千円	7万1千円	先進医療B	R5.12.21
163	自家骨髄単核球移植による 血管再生治療	閉塞性動脈硬化症に伴う 包括的高度慢性下肢虚血	京都府立医科大学 附属病院	別紙3-1	別紙3-2	24万5千円	34万2千円	15万5千円	先進医療B	R5.12.26

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。(四捨五入したもの)

【備考】

○ 先進医療A

- 1 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)
- 2 以下のような医療技術であって、その実施による人体への影響が極めて小さいもの(4に掲げるものを除く。)
- (1)未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術
- (2)未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術
- (3)未承認等の医療機器の使用又は医療機器の適応外使用を伴う医療技術であって、検査を目的とするもの

○ 先進医療B

- 3 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)
- 4 医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの